

官民競争入札等監理委員会
第151回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第151回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年4月23日（木）9:59～10:29

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1．開 会

2．実施要項（案）について

農林水産省行政情報システムの運用管理業務

3．事業の評価（案）について

国営公園運営維持管理業務（国営滝野すずらん丘陵公園、国営みちのく杜の湖畔公園、国営常陸海浜公園、国営東京臨海広域防災公園、国営アルプスあづみの公園、国営越後丘陵公園、国営木曾三川公園、国営淀川河川公園、国営明石海峡公園、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園、国営海の中道海浜公園）

4．市場化テスト導入に伴う人員削減等の調査結果について【非公開】

5．公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】

6．「公共サービス改革基本方針（素案）」について【非公開】

7．閉 会

樫谷委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、第151回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は、議事次第のとおりでありますけれども、議題4～6までにつきましては、本委員会運営規則第5条の規則に基づきまして、会議を非公開とし、後日議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について、御審議をいただきたいと思います。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは「農林水産省行政情報システムの運用管理業務」の実施要項（案）について、石堂主査から御説明をお願いしたいと思います。

石堂委員 それでは、御説明いたします。

まず、資料1-1をごらんいただきたいと思うのですが、ここの前段に本件の背景が若干書かれております。「農林水産省行政情報システムの運用管理業務の調達」でありますけれども、平成26年、昨年12月17日の監理委員会で整理されたところでございますが、閣議決定で平成25年に「世界最先端IT国家創造宣言」というのがなされまして、それに従って、農林水産省がそれまでやってきたシステムについて、関連の機関等のシステムを全部統合していこうという計画を立てたわけでございます。

それまで3年刻みでやってきました契約が平成28年3月までということでやっておったのですけれども、それを新たな計画で平成28年1月から統合を開始するということで、平成27年12月で一旦契約を切るということにいたしました。その後、平成28年1月から平成31年3月までの3年3カ月として改めて契約していこうということで、これが先ほど申し上げました昨年12月の監理委員会で整理されたというところでございます。

2枚めくっていただきますと、関連スケジュールというのがありまして、今、申し上げたところを図にしたものということになります。一番上の矢印は、こういう方針が出たということで、システムの設計を平成27年12月までにやって、平成28年1月から新しいシステムを運用開始するということです。それに従いまして、中段は3カ月分契約をカットしたということを示しております。最後に今回かかります案件というのが、平成28年1月からの新しい業務内容であるということでございます。

1枚戻る形でありますけれども、参考資料1にシステムの事業概要がございますが、実はシステムの統合は図の左下にありますように、平成27年度（平成28年1月）の統合対象というのと、平成30年度（平成31年3月の統合対象）の2段階でやるという計画になっております。今回は、平成28年1月の統合をきっかけに、新たな契約を結んでいくということでございます。

農林水産省さんがお出しになってきた実施要項でございますが、契約をカットするというのに関連いたしまして、昨年12月の監理委員会で、それまでの業務内容についての評価も行っております。そこでの指摘がございまして、この案件については1者応札であることが問題であるということございました。ただ、この案件については、その前のとき

にも1者応札だったので、改善として、参加資格の緩和とか過去の情報開示の充実とか手を打ったのでありますが、また1者応札だったということで、さらなる改善が必要だということでした。

農林水産省さんの要項でも、入札手続を迅速化して、その分、落札者の決定から業務開始までの期間を少しでも広げようという改善を打ったということ。もう一つ、前回説明会には参加したけれども、応札しなかった業者に対するアンケート等を行った結果、総合評価に係る項目が余りにも多岐にわたっていて、それに対する対応が大変だという声が上がったということで、前回156項目にわたる評価対象項目を掲げておったのですが、今回はそれを42項目まで絞ったということですので。今回絞られた内容については、資料1-2に要項(案)がございますが、最後のページの195ページから196ページにかけて記載されておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

こうすることで、農水省さんの要項案が上がってきたのでありますが、小委員会で議論が一つございました。それが資料1-1の「1.業務範囲と実施期間」というところでありまして、先ほど御説明しましたように、統合を2段階でやっていくということで、平成31年3月に2段階目の統合があるわけですが、今回の契約が平成31年3月まで含まれているということですので。2回目の統合により運用管理の対象となる拠点が追加されるわけですが、今回の契約に参加する業者は最後の1カ月分だけ業務量が急に増えるということに対応する必要があります。これは、非常に入札参加者に不安要素として捉えられるのではないかとということでありました。

実務的にも3月の1カ月のために、急に要員体制等を整える必要がありますし、もし、業者がこの時点で交代するということになりますと、その1カ月のために用意した要員はどうするのだという問題もあるということでした。もう一つは、次の次の業者は4月の人事異動に係る非常に業務の多いところから突然業務を開始するということも、考える必要があるのではないかとということでした。

農水省さんのほうにも御検討をいただきまして、【対応】のところにありますように、平成31年3月に統合される拠点、要するに増える分の運用管理は次の次の請負業者の業務範囲として、今回受ける業者の要員の追加に係る不安要素等を取り除くということにいたしました。

今回も、契約自体は増える部分以外は平成31年3月までということで、次期契約期間の短縮は行いませんけれども、次の次の請負業者への引き継ぎ期間を平成31年2月～3月の2カ月間をとりまして、引き継ぎの確実性を担保し、次期請負事業者と次の次の請負事業者との連携のもとに、安定した業務運用で3月を乗り切ろうと配慮したところですので。こういう内容で今回の要項ができ上がっているということで、御理解いただきたいと思います。

この内容につきまして、2月20日～3月13日の22日間、意見募集を行いましたら、70件という非常に多数の意見が出てまいりまして、ちょっと意外な感じもしたのでありますが、

実は70件とは言いながら4つの業者さんから出された、つまりごく限られた数の業者から出されたものでありまして、その内容からいっても、4者いずれもみずから事業を請け負う想定で非常に細かく要項並びに仕様書を検討した結果であると考えられまして、入札の意欲の高さが感じられるということでした。

非常に細かい内容で、多数に上りますので個別には触れませんが、質問内容は仕様書に集中しておりまして、仕様書の個別の中身について、より細かく内容確認を行うというのが主たる内容でした。その中でも、対象業務範囲の明確化、システムの構築業者とかネットワークそのものの保守業者という関連事業者が並行して仕事をするわけですが、関連事業者との間の役割分担、どこまでが自分の責任になるのかということを確認してほしいということが主たる内容になっておりました。結局、70件のうち仕様書に係る分が大半でありましたけれども、43件の修正を行いました。全体として非常に丁寧に対応したという形になっておりまして、入札に対する業者の意欲を失わないように配慮した結果だと考えております。

このことですので、よろしく御審議のほうをお願いいたします。私からの説明は以上です。

榎谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問などがございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

榎谷委員長 ありがとうございます。

公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会としては異存はないということにしたいと思っております。

続きまして、事業の評価(案)について、御審議をいただきたいと思っております。

事業の評価(案)につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは「国営公園運営維持管理業務」の事業評価(案)について、事務局より説明をいただきたいと思っております。

金子参事官 それでは、資料に基づきまして御説明をいたします。

まず、事業の概要について御説明をしたいと思いますので、資料2-2をごらんください。1ページ目の下のほうに、今回の対象となる事業の位置が図示されております。

対象となっておりますのは、イ号公園と呼ばれている、いわゆる広域的見地から国が運営している公園12カ所ということでございます。赤枠で公園名が囲まれているものが今回の対象となっております。

それ以外に、口号公園という国家的な記念事業等のためにつくった公園というものもあるわけですが、これらについては、ちょうど今年の今ごろでございますが、事業評価をいたしておりまして、新プロセスに移行しているものでございます。事業の内

容としても、基本的に同じような内容の事業ということでございますので、結論を先に申し上げますと、良好な実施状況にあるかどうかというのを確認した上で、今回の評価対象であるイ号公園についても、新プロセスに移行してはどうかと思っているところでございます。

1枚めくっていただきまして、これまでの経緯について、2ページ目の上のほうにございます。イ号公園につきましては、左側にこれまでの流れをまとめてございますけれども、平成22年から2公園について先行的に事業を実施し、平成24年からは今回対象のものでございますが12公園、イ号公園全てについて対象として市場化テストを行ってきたということでございますので、箇所によるわけでございますけれども、今回で1期ないし2期の市場化テストを行ったということでございます。

その下に業務の概要について書いてございますけれども、施設であるとか設備の維持管理業務、植物の管理業務、全体のマネジメント、企画運営などを行うというのが、今回の業務になっているということでございます。

そして、評価の内容についてでございますけれども、12公園ございますので、一つ一つということになりますと時間もかかるということでございますので、総括表を用意させていただいております。資料2-1をごらんいただければと思います。これに基づきまして、評価の概要の御説明をいたします。

まず、質の関係でございますけれども、表のちょうど中ほどでございますが、「実施状況に関する評価」という欄でございます。これにつきまして、公園の利用者数であるといった数値目標を掲げておったわけでございますけれども、例えば最初の滝野すずらん丘陵公園のところでございますと、集中豪雨等の天候の要因によって、目標をやや下回ったりということがあったということでございますが、押しなべて見ると、おおむね目標はクリアしている状況にあるということでございます。

下から2つ目の欄に、経費についてございますけれども、これについては、3ページ目にあります備北丘陵公園について、業務の追加等があったのが要因ということでございますが、経費の増加があったということでございますが、残り11公園については経費の削減というのも図られているということでございます。

さらに申し上げますと、入札参加者の状況でございますが、市場化テスト実施前におきましては、1者応札であった箇所が6カ所あったということでございます。そのうち市場化テスト期間を通じて、引き続き1者応札が続いておるといふ箇所が4カ所でございますので、2カ所については改善をした。それが市場化テストの成果の一つということになるのだろうと思っております。

加えまして、さらなる競争性の改善のための取り組みというのを国土交通省さんから提出されておきまして、資料の4ページ目以降になるわけでございますけれども、例えば民間事業者さんの意見を踏まえまして、従来3カ年で行っていたものを4カ年の事業に延長することによって、業務の規模を拡大することでありまして、あるいは次の5ページ目

にありますような、これまでの業務経験、類似経験としてカウントする業務について、これまで過去10年のものを見ておったものを15年まで広げてカウントすることによって、さらなる参加者の拡大を図っていきたいということでございます。

それに加えて、質の維持向上の面からも、例えば引き継ぎ事項をより明確に実施要項の中で規定をしたり、あるいは業務評価ということもございますが、次期の事業の業務の終了時の評価が、次々期の入札の評価に反映される仕組みを取り入れたいといったことも、次回から行いたいということもございます。

新プロセスに移行というのを認めていただくということになりますと、次回から実施要項の審議は省略をされることとなりますので、こういった改善点の提案についても、あわせて御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

榎谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

これは終了プロセスではなくて、新プロセスということですか。

金子参事官 実施省庁さんのほうで、終了ではなく新プロセスのほうを希望されるということで、枠内にとどまっていたかどうかということになります。

榎谷委員長 という事情で、新プロセスということになります。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

榎谷委員長 ありがとうございます。

それでは、事業の評価(案)につきましては、監理委員会としては異存はないということとしたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)